

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、2月14日付け（同月17日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁の各種通信ものの最新版

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、2月10日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、単に「各種通信もの」とする記載だけでは、開示を求める司法行政文書を特定することができなかったことから、苦情申出人に対し、1月27日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する文書により、「開示を求める「通信もの」の名称やあなたが想定している「通信もの」とはどのようなものをいうのかを具体的に記載してください。」等と付記し、開示を求める司法行政文書を特定するように求めた。これに対し、苦情申出人から、別途最高裁判所が作成した「掲載担当職員用（中略）掲載マニュアル」（以下「本件マニュアル」という。）（補正書別紙2）を引用し、本件マニュアル記載の「各種通信もの」を念頭に置いたものである旨の補正書の提出があつたが、

本件マニュアルの「各種通信もの」という記載は、規則、規程、通達、通知、事務連絡といった形式によらず、比較的軽易な形式や体裁で下級裁判所に対して送付された多種多様な文書を広く含むものであり、特定の形式や内容と結びつくものではないことから、補正書の内容によっても、なお開示を求める司法行政文書を特定するには至らなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件マニュアルには、特段の説明なく「各種通信もの」という単語が記載されていることからすれば、本件対象文書の特定に不備はないと主張する。

この点、本件マニュアルの記載は、「規則、規程、通達、通知、事務連絡等の区分にかかわらず、各種通信ものなども含め、体裁にかかわらず以下の例外事由に該当しない限りは掲載してください。」というもので、「規則、規程、通達、通知、事務連絡」という形式に該当しない文書であっても、例外事由に該当しない限り掲載するということに主眼があり、「各種通信もの」がいかなるものを意味するか、どの文書がこれに該当するのかは、上記記載部分の主眼ではなく、実際にも特定の文書が想定されているものではない。「各種通信もの」に当たり得る文書に多種多様なものがあることは上記のとおりであり、文書の形式や内容等を特定することなくされた補正によっては、文書の特定に至らなかつたものである。

(3) よって、原判断は相当である。